

# 北大東村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月25日

北大東村

北大東村議会

北大東村教育委員会

## I 総論

### 1 目的

北大東村では、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が成立したことをうけ、法第15条に基づき、北大東村長、北大東村議会議長、北大東村教育長が「北大東村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

### 2 計画の基本理念

本計画は、法の基本理念を踏まえ、職員が一人ひとりその能力を十分に発揮し、職務を遂行するためには職場だけでなく、家庭や地域においても充実した生活を送ることが必要であり、職場と生活の調和（ワークライフバランス）が取れていることが、公務に対する意欲や能率を上げ、更には行政サービスの向上につながるものと考えます。

しかし、女性職員は特に出産や育児、ひいては介護等にかかわることが多く、キャリアの中断や時間の制約を受けることが多く、女性職員の持つ経験や能力を生かしきれていない状況にあります。

組織全体の活性化にも女性職員の活躍は必要不可欠であり、全ての職員がいきいきと活躍できる職場環境を作るため、本計画を策定いたしました。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、実施状況を踏まえて順次見直しを行うこととする。

### 4 計画の推進体制

- ① 本計画は、支援対策を効果的に推進するために総務課が主管課となり、議会事務局、教育委員会事務局の連携のもと、計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議し、必要に応じて見直

しを行って行く。

- ② 管理職や職員に対し、法に関する研修や情報提供等を行う。
- ③ 啓発資料の作成、研修の実施等により、本計画の内容の周知徹底を図る。

## 5 計画の公表

本計画については、ホームページ等で公表するとともに、実施状況等についても、毎年度公表するよう努めるものとする。

## II 具体的な行動内容

### 1 女性職員の意識啓発について

本村における管理的地位にある職員に占める女性職員は0名である。女性職員が自らのキャリアアップについて考える機会を提供することで、更なる意欲喚起を図り、能力発揮を支援する

〔方策〕

- ① 女性職員の管理職登用について積極的に推進し、行政政策における女性の参画拡大に努めます。
- ② 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合や各種委員に占める女性の割合を把握し、管理職を希望する女性職員の処遇改善へむけた取り組みをする。
- ③ 自治研修機関等と連携し、女性職員の多様な働き方に関するセミナーや女性職員向けのキャリアデザイン研修などの参加を呼びかける。

〔目標〕

これらの取組を通じて、女性職員の意識啓発やキャリアアップを支援することで、女性管理職登用について積極的に推進をはかり、女性管理的地位にある職員を0名から1名以上にすることを目標とする。

## III 計画の推進のために

この計画の実施に当たっては、上記の目標に対する取り組みの進捗状況を適宜確認しながら全庁的に女性職員の活躍を推進し、職場全体がいきいきと働くことのできる職場作りに努めます。

また、本計画と、平成27年3月に策定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「北大東村特定事業主行動計画Ⅲ」に密接な関係があることから、今後総合的に推進、見直し等を進めていきます。